

認定薬局（地域連携薬局、健康増進支援薬局）について

第14回検討会（令和6年5月19日）における主な意見① （認定薬局（地域連携薬局、健康増進支援薬局）について）

【地域連携薬局、健康増進支援薬局の基準等について】

- 認定薬局について、患者、地域住民から見て、その役割や機能が分かりやすいものとなることが重要。
- 健康増進支援薬局、地域連携薬局の趣旨が明確化されることが重要であり、基準ばかり追い求めていくことがあってはならない。
- 何のための基準なのかが明確にされることが重要であり、制度設計の段階から意識するべき。
- 地域連携薬局や健康サポート薬局について、地域ごとの分布や薬局の属性（チェーン薬局、個店等）も踏まえて検討してはどうか。
- ハードルとなっている現在の基準について、どう解消するか検討すべき。
- 基準については、地域に必要とされる機能を重点的に規定すべき。薬局単独での活動はもとより、地域の行政、保険者、地域の薬局を含む各種機関と協力し合う体制となっていることが基準として求められるのではないか。
- 地域連携薬局、健康増進支援薬局で共通する部分については機能の違いを踏まえつつも、なるべく整合の取れたわかりやすい基準にすべき。
- 地域ごとにニーズが異なり、一律の基準を満たすことが難しい場合もあり、最低ラインをクリアしたところが認定されるようなことも重要。
- 必要最低限の基準を設定した上で、地域の実情に応じ、都道府県ごとに目標設定とか努力目標のようなことを設定できるとよいのではないか。
- 一定の水準を求め、それを担保するため、基準の緩和をしない方がよいのではないか。
- 地域によっては、地域・拠点で確保すべき機能でも、そこまで必要としないものもあるかもしれないので、その地域の実情に合わせる余地を残しておくことも必要ではないか。
- 認定薬局が地域で求められる機能のうち、すべての薬局の機能に上乗せする部分について基準化していくのではないか。
- 多くの薬局が全ての機能を補完することは難しく、認定薬局がそれを補完ということだと思うので、それなりの認定要件が必要。認定薬局は地域の課題を解決に導く薬局となるような方向で検討すべき。

第14回検討会（令和6年5月19日）における主な意見② （認定薬局（地域連携薬局、健康増進支援薬局）について）

【地域連携薬局、健康増進支援薬局の基準等について】（続き）

- 在宅の基準について、健康サポート薬局の基準から外すことで手を上げる薬局が増えると思う。地域連携薬局は在宅に力を入れている薬局であり、平均月2回以上という基準について、もう少し引き上げ、両方で差を付けることとしてはどうか。
- 健康増進支援薬局に関し、夜間・休日などに営業してOTCの販売対応を行っている場合もあるので、それも考慮していただきたい。
- 健康サポート薬局に、健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が配属されなければならないという基準があり、これは必要なことだと思うが、研修を受講しやすい環境を整備していただきたい。
- 健康日本21などを踏まえた各都道府県や地域での取組や、官公庁などが中心となって推進・啓発している取組において、健康増進などに関わるものがあり、こういった既に地域の中で行われている取組に協力していくことが重要。
- 不正確な健康に関する情報が氾濫しており、そういった健康情報に関する正しい情報を住民に届ける、相談を受ける役割が健康増進支援薬局にあっていいのではないか。
- 地域連携薬局の基準として、検査キットの販売を追加してはどうか。
- 複数の薬局が連携して基準を満たせば認定されるような制度を検討してはどうか。

【その他】

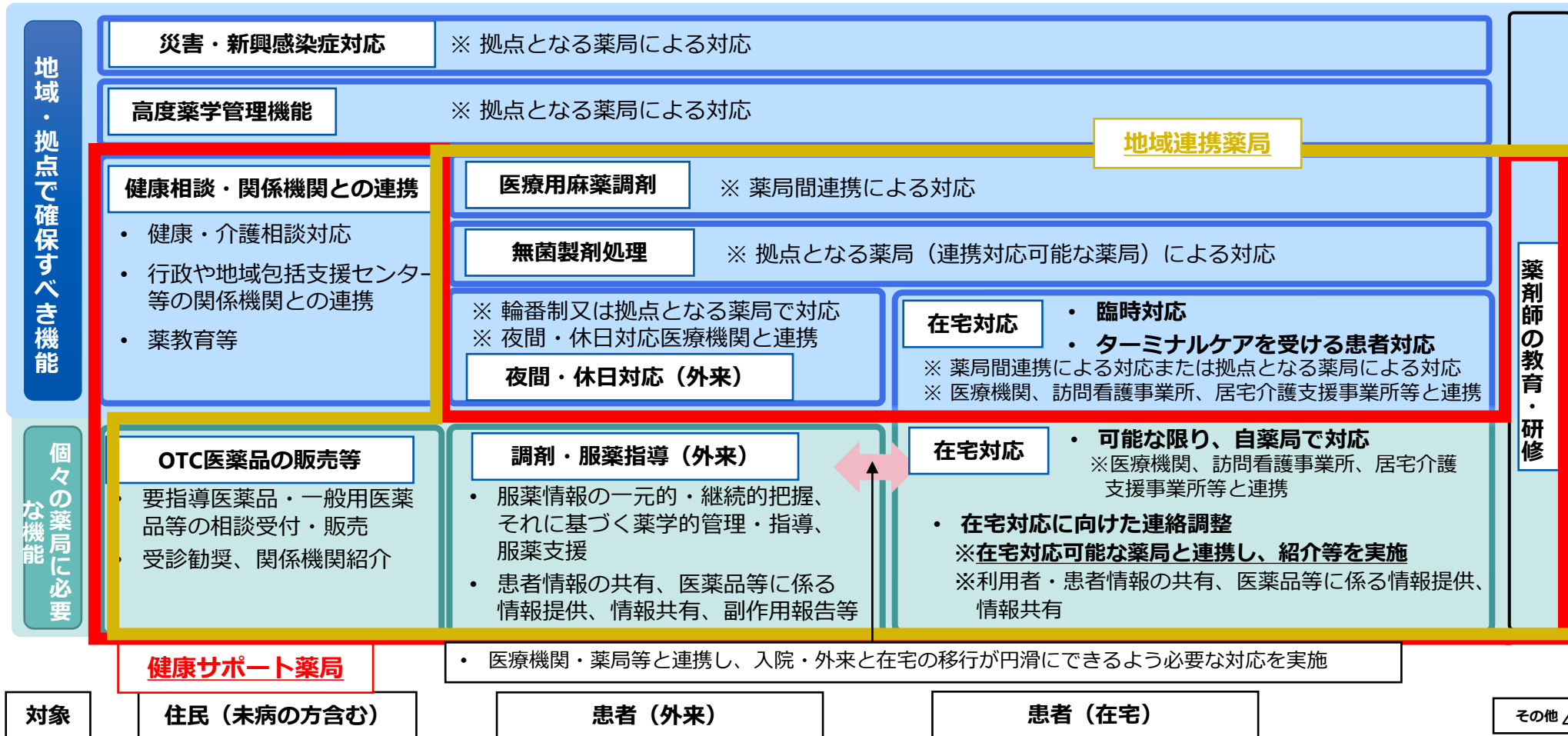
- 認定薬局について、医療情報ネット（ナビイ）での表示を工夫してはどうか。
- 地域でどういう薬局の機能が必要かが重要であり、認定薬局の数だけではなく、偏在がないような形にすることを考えていくべき。
- 高度薬学管理機能について、がん治療段階の役割だけではなく、例えば、がんにならないような普段からの生活づくりに係る対応もあるように、一般の住民の方への情報提供も必要である。逆に、すべての健康増進支援薬局が、難しい疾患も含めて情報提供することは難しい。このため、5ページの図の赤枠の健康サポート薬局の上に飛び出ている部分を少し下げて、高度薬学管理機能については、住民の方をもう少し左側に伸ばして取り込むような形であってもよく、また、両者が重なり合ってもいいのではないか。こういった図全体を俯瞰して見直すというのも、健康増進支援薬局の基準・要件を考える上では大事なのではないか。

地域における薬局・薬剤師の役割・機能

地域における薬局・薬剤師の主な役割

- 医療関係者等との連携による地域の住民の薬物治療（外来・在宅医療）の提供
- 医薬品の適正使用の推進など公衆衛生の向上・増進
- 薬剤師の資質向上
- セルフケア・セルフメディケーションの推進など、地域住民の健康維持・増進の取組等の支援 等

地域における薬局の機能



「個々の薬局に必要な機能」に係る状況 要指導医薬品・一般用医薬品の備蓄品目数

- 要指導医薬品・一般用医薬品の備蓄品目数の平均は、全体で65.4品目であった。

要指導医薬品・一般用医薬品の備蓄品目数

	調査数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	中央値
全体	543 100.0	65.4	129.4	0	1300	30.0
認定薬局	333 61.3	66.6	97.0	0	609	42.0
地域連携薬局	316 58.2	66.8	97.9	0	609	42.5
地域連携薬局かつ専門医療機関連携薬局	12 2.2	86.3	80.6	4	260	50.0
専門医療機関連携薬局	5 0.9	8.2	7.9	0	20	5.0
認定薬局ではない薬局	210 38.7	63.4	168.5	0	1300	14.0
健康サポート薬局	18 3.3	47.9	37.7	0	120	38.5
無	192 35.4	64.9	175.8	0	1300	10.0

※令和3年度厚生労働科学研究費補助金「新型コロナウイルス感染症関連対策における地域連携薬局等の活用のための研究」（研究代表者：名城大学 長谷川 洋一）より

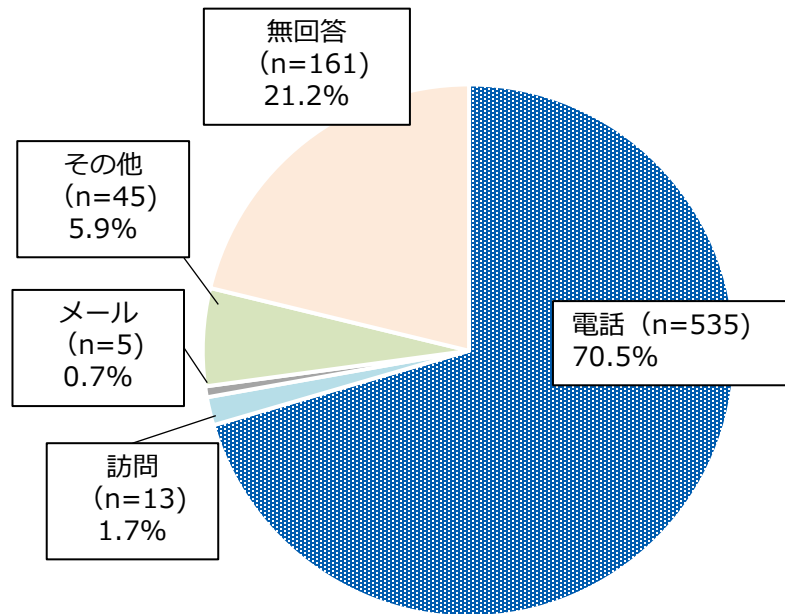
継続的な服薬指導(薬局調査)

中医協 総 - 3
5. 7. 2 6

- 約7割の薬局で、「電話」によるフォローアップが行われていた。
- フォローアップを実施することが多いのは、「新しい薬剤が追加された場合」との回答が82.2%であった。

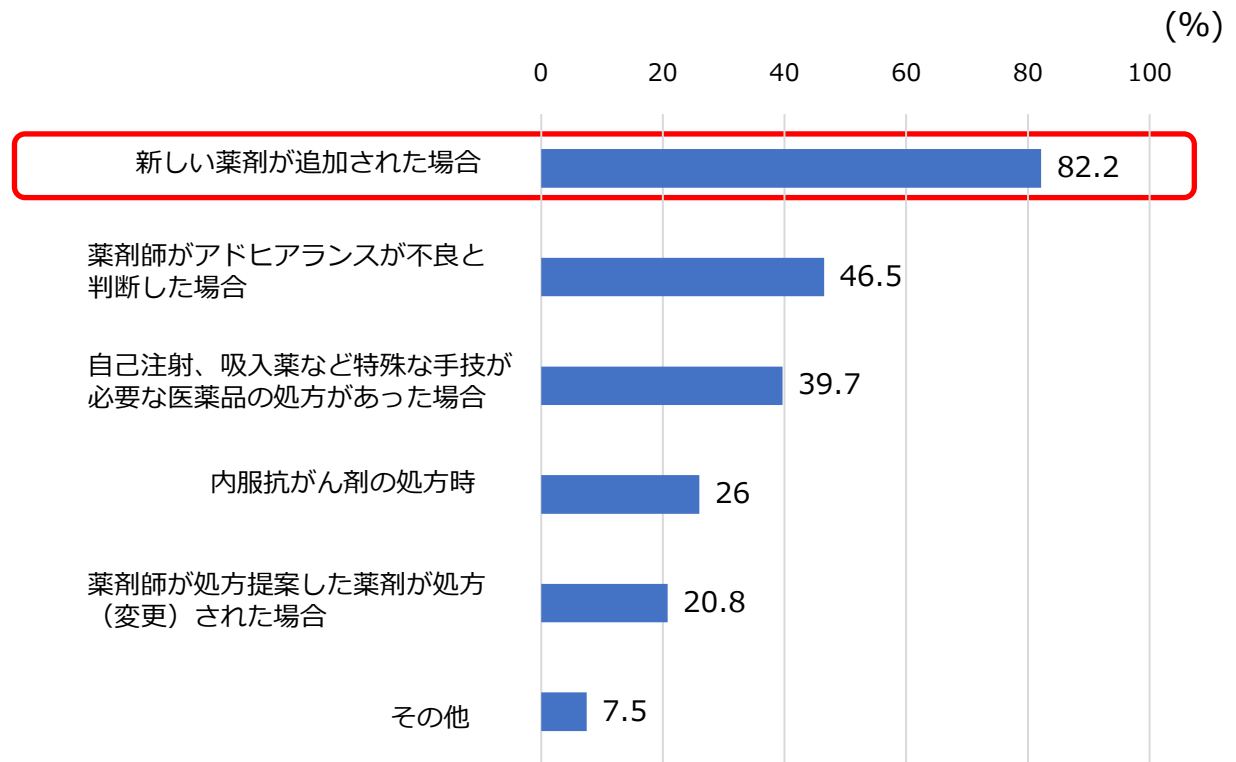
■ 患者へのフォローアップ方法 (最も多い方法を一つ選択)

n=759



■ どのような場合にフォローアップを実施することが多いか。 (複数回答)

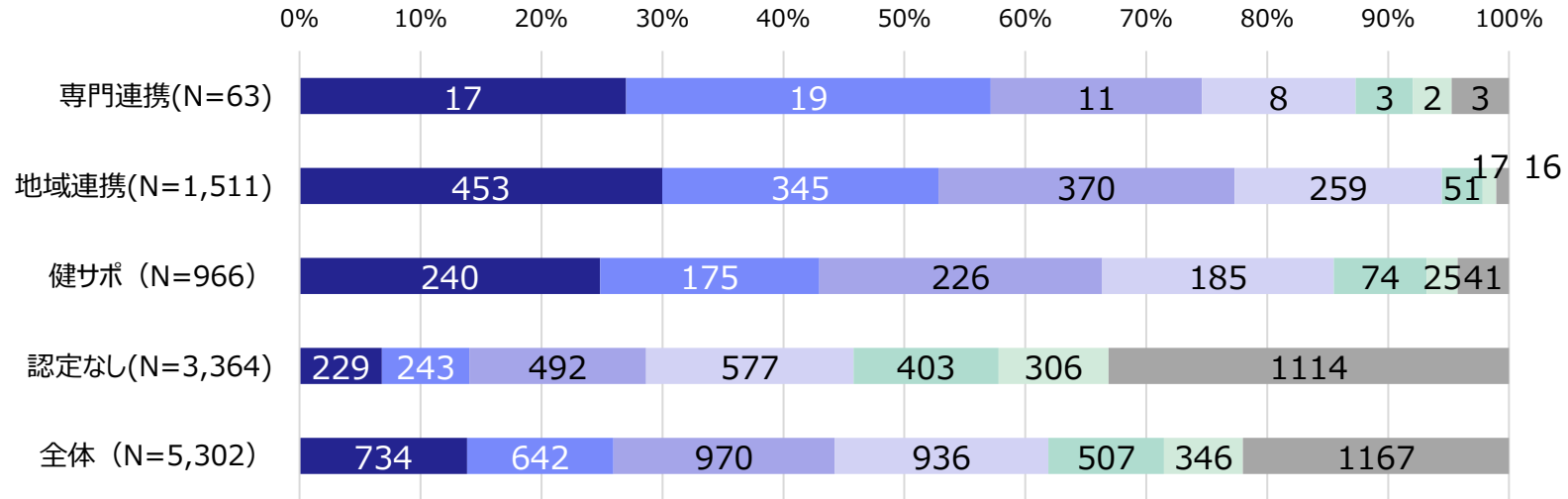
n=759



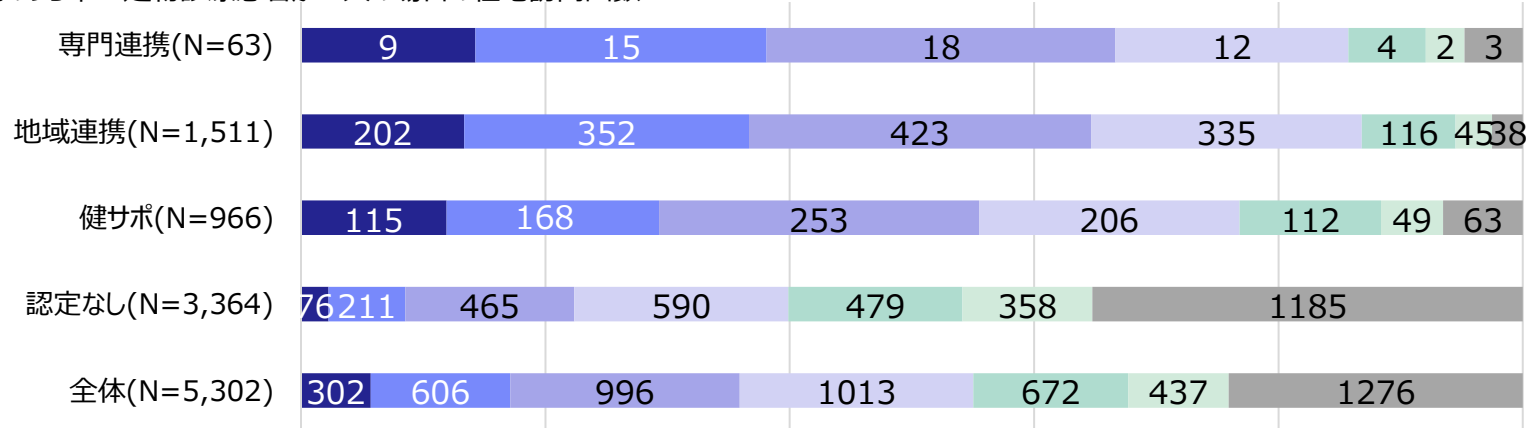
認定薬局とその他の薬局における比較〈在宅訪問の実績〉

○ 認定薬局の方が在宅訪問回数は多く、また、個人宅等への訪問回数も認定薬局の方が多い傾向にあった

■ 直近1年間の在宅訪問回数



■ 上記のうち単一建物診療患者が一人の場合の在宅訪問回数



■ 年192回以上 ■ 年96回～192回未満 ■ 年48～96回未満 ■ 年24回～48回未満 ■ 年12～24回未満 ■ 年12回未満 ■ 実績なし

論点：認定薬局（地域連携薬局・健康増進支援薬局）の認定基準設定に係る基本的考え方

□ 認定薬局（地域連携薬局・健康増進支援薬局）の基準設定に係る基本的考え方について、これまでの検討会での議論を踏まえ、どのように考えるか。

□ 特に、構成員の意見が異なっていた以下の点についてどう考えるか。

（１）地域ごとに、住民・患者からのニーズが異なり、一律の基準を満たすことが難しい場合もあると考えられるため、理想的な高い基準をすべて求めるのではなく、一定の基準を満たしたところを認定するものとすることも重要という意見があった。

一方、地域に必要な機能を認定薬局が補完するためには、それなりに厳しい基準が必要であるという意見があった。

（２）認定薬局に必要な機能のうち、「地域・拠点で確保すべき機能」に対応するものについて基準を設定していくのではないかと、「個々の薬局に必要な機能」については、ハードルとなっている基準があるのであれば、緩和してもよいのではないかと、という意見があった。

一方、一定の水準を担保するために緩和すべきではない、という意見があった。

（事務局案）

- 認定薬局の基準については、当該認定薬局に求められる機能に応じたものとなることを基本とした上で、メリハリのあるものとする。
- 具体的には、個々の薬局に必要な機能については、当該機能の発揮に必要な体制が確保されていることを確認するものとする。（原則として、実績まで求めることはしない。）
- 地域・拠点で確保すべき機能に係る基準については、当該機能の質を確保する観点で必要なものとする。（必要に応じ、実績も求める。）

認定薬局（地域連携薬局・健康増進支援薬局）の基本的考え方（案）

- 認定薬局については、制度の趣旨が明確なものとなり、患者、地域住民から見て、その役割や機能が分かりやすいものとなることが重要であり、基準についても複雑なものとならないようにすることが求められる。
- このため、認定薬局の基準については、当該認定薬局に求められる機能に応じたものとなることを基本とした上で、メリハリのあるものとすべきである。
- 具体的には、
 - ・ 個々の薬局に必要な機能については、当該機能の発揮に必要な体制が確保されていることを確認するものとする（原則として、実績まで求めることはしない。）
 - ・ 地域・拠点で確保すべき機能に係る基準については、当該機能の質を確保する観点で必要なものとする（必要に応じ、実績も求める。）ことが必要である。

参考：健康増進支援薬局の認定基準について

健康増進支援薬局の認定基準に係る条文（法案抜粋）

（健康増進支援薬局）

第六条の四 薬局であつて、その機能が、利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を把握し、当該利用者の求めに応じて当該利用者における健康の保持増進に必要な情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を実施するために必要な機能に関する次に掲げる要件に該当するものは、その所在地の都道府県知事の認定を受けて健康増進支援薬局と称することができる。

- 一 構造設備が、利用者の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 利用者における主体的な健康の保持増進の支援に係る機関として厚生労働省令で定める機関と連携する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。
- 三 利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を把握し、当該利用者の求めに応じて当該利用者における健康の保持増進に必要な情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

（参考）健康サポート薬局の基準（大項目）

1. かかりつけ薬局としての基本的機能
2. 健康サポートを実施する上での地域における連携体制の構築
3. 健康サポート薬局に係る研修を修了し、一定の実務経験を有する薬剤師の常駐
4. 個人情報に配慮した相談窓口
5. 薬局の外側と内側における表示
6. 要指導医薬品・一般用医薬品、介護用品等の取扱い
7. 開店時間
8. 健康サポートの取組

参考：健康増進支援薬局の基準に関する意見について（「議論のまとめ」抜粋）

- ❑ 健康サポート薬局について、通常の薬局との差異が明確ではない
- ❑ 健康サポート薬局及び地域連携薬局の要件の整理は必要である
- ❑ 健康サポート薬局の要件を見直す際には、在宅対応など地域連携薬局が中心的に担う機能については緩和してもよいのではないかといった意見があった一方で、地域住民にとって高度な機能を有した薬局があることはよいことであり、現在の健康サポート薬局の基準を緩和せずに残してもよいのではないかと意見があり、要件についてはさらなる検討が必要
- ❑ 健康サポートの取組は、健康サポート薬局以外の薬局でも薬剤師が目指すべき方向性であると考えられるため、関係団体として、薬局として将来的にどのような姿を目指すべきか示すことが必要ではないか
- ❑ 健康サポート機能について、行政に示されて実施するのではなく、関係団体や薬局自らが明確に示していくべきではないか

参考資料

健康増進支援薬局の認定制度について

改正薬機法（抄）

（健康増進支援薬局）

第六条の四 薬局であつて、その機能が、利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を把握し、当該利用者の求めに応じて当該利用者における健康の保持増進に必要な情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を実施するために必要な機能に関する次に掲げる要件に該当するものは、その所在地の都道府県知事の認定を受けて健康増進支援薬局と称することができる。

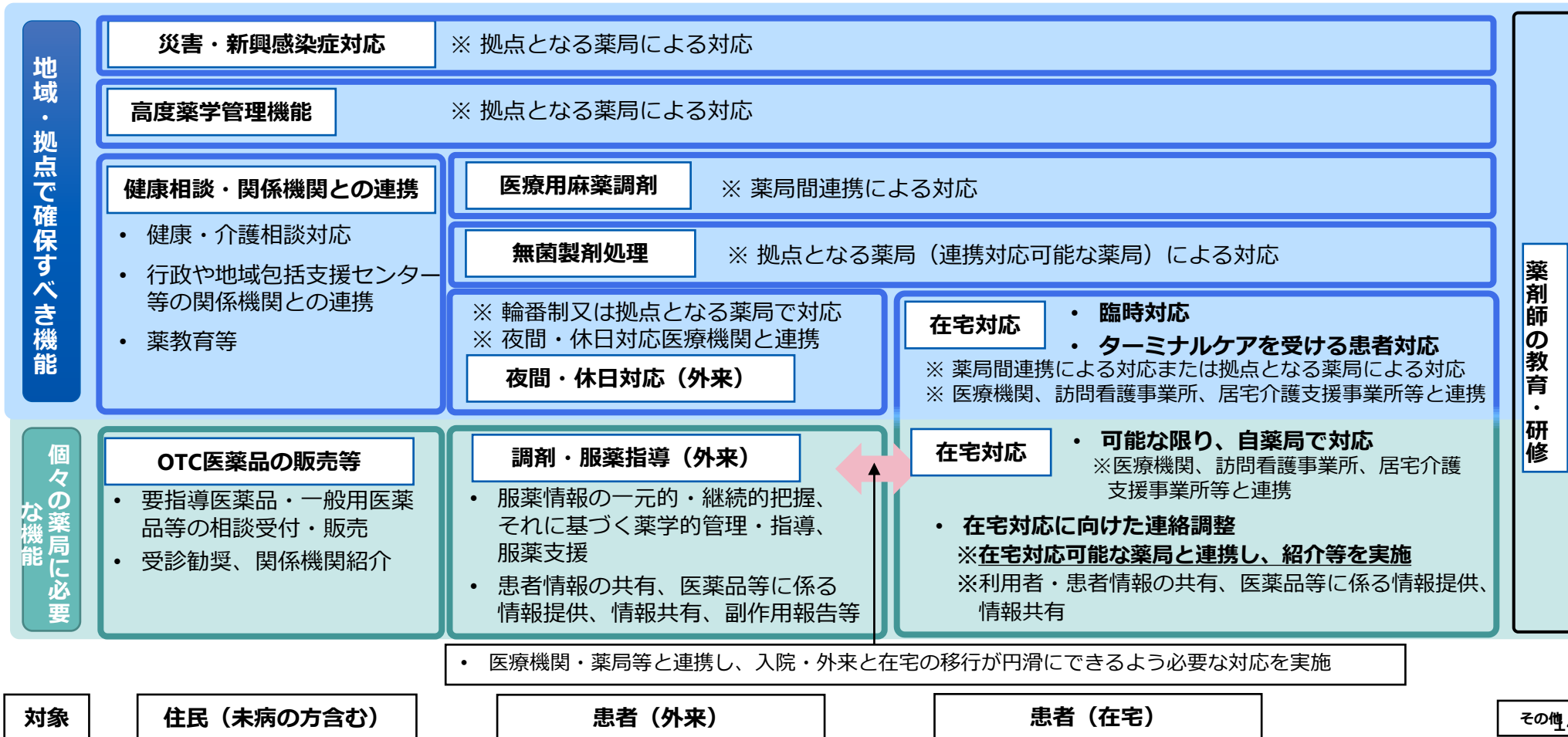
- 一 構造設備が、利用者の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。
 - 二 利用者における主体的な健康の保持増進の支援に係る機関として厚生労働省令で定める機関と連携する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。
 - 三 利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を把握し、当該利用者の求めに応じて当該利用者における健康の保持増進に必要な情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。
- 2 前項の認定を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書をその薬局の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 その薬局の名称及び所在地
 - 三 前項各号に掲げる要件に該当する旨
 - 四 その他厚生労働省令で定める事項
- 3 健康増進支援薬局でないものは、これに健康増進支援薬局又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。
- 4 第一項の認定は、一年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

地域における薬局・薬剤師の役割・機能

地域における薬局・薬剤師の主な役割

- 医療関係者等との連携による地域の住民の薬物治療（外来・在宅医療）の提供
- 医薬品の適正使用の推進など公衆衛生の向上・増進
- 薬剤師の資質向上
- セルフケア・セルフメディケーションの推進など、地域住民の健康維持・増進の取組等の支援 等

地域における薬局の機能



地域連携薬局の役割・機能

地域連携薬局の役割

- 入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応すること
- 必要に応じ外来患者への夜間・休日対応を実施すること（地域の実状に応じ、輪番制、救急医療体制に参加する等）
- 在宅対応について、地域の薬局が対応できない場合に、それらの薬局と連携して対応すること
- ターミナルケアを受ける患者の対応や夜間・休日を含む臨時の訪問対応について対応が可能である地域連携薬局も必要
- 上記の対応については、薬局間だけではなく地域の医療機関、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所等と連携することが前提である。
- 地域連携薬局に求められる機能については、地域全体で体制を構築する必要があるものであり、地域連携薬局にすべてを任せるのではなく、地域の実状に対応するための体制の構築に当たっては地域連携薬局以外の薬局も積極的に協力する必要がある。

地域連携薬局の機能

※必須となる機能

※追加的な機能

無菌製剤処理

※ 地域連携薬局以外の薬局も含めて地域の実状に応じた体制構築が必要

医療用麻薬調剤

ターミナルケア対応

臨時対応

在宅対応

- ※ それぞれの機能について、薬局間連携が可能なこと、地域の医療機関、薬局、訪問看護事業所等と連携して対応することが前提
- ※ 「在宅対応」については、地域の薬局が対応できない場合に、その薬局からの依頼を受け、連携して対応することを含む。「臨時対応」についても同様
- ※ 地域の医療機関、薬局に医薬品の適正使用に関する情報提供を実施

医療機関等との情報共有

※ 患者に対する適切な薬物治療のために必要な情報について、医療機関等との連携の中で適時実施されるもの

個々の薬局に必要な機能

地域・拠点で確保すべき機能

対象

住民（未病の方含む）

患者（外来）

患者（在宅）

健康サポート薬局の役割・機能

健康サポート薬局の役割

- 地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援すること
- 特に、地域の中で、地域住民の健康・介護等に関する相談役の一つとなること
- 相談対応については、関係機関や多職種と連携した対応を前提に、セルフケア・セルフメディケーションに関する相談や受診勧奨のみならず、薬局だけでは解決できないことについて関係機関の紹介などの対応ができること
- 行政機関や関係団体等と連携し、地域住民の健康サポートの取組を実施すること

健康サポート薬局の機能

地域・拠点で確保すべき機能

関係機関との連携による健康・介護相談対応等

- 関係機関や多職種との連携による健康・介護相談対応
- 介護用品、特別用途食品の販売
- 地域住民向けの健康サポートの取組の実施、薬教育等
- セルフケア・セルフメディケーションの啓発・推進

※ 「健康・介護相談対応等」について、行政や地域包括支援センター、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所等の関係機関、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係団体と連携した対応が必要

※ かかりつけの薬局として、相談後においても可能な限り、当該薬局の薬剤師が対応

※ 健康サポートの取組、セルフケア・セルフメディケーションの啓発・推進については、可能な限り行政や地域の薬局、関係機関と連携して実施

個々の薬局に必要な機能

OTC医薬品の販売等

- 要指導医薬品・一般用医薬品等の相談受付・販売
- 受診勧奨、関係機関紹介

調剤・服薬指導（外来）

- 服薬情報の一元的・継続的把握とそれに基づく薬学的管理・指導
- 患者情報の共有、医薬品等に係る情報提供、情報共有、副作用報告等

在宅対応に向けた連絡調整

- 在宅対応可能な薬局と連携し、対応可能な薬局の紹介等を実施
- ※可能な場合は自薬局で対応
※利用者・患者情報の共有、医薬品等に係る情報提供、情報共有

対象

住民（未病の方含む）

患者（外来・在宅）

薬局の機能・役割と健康サポート薬局、地域連携薬局の基準等の関係

薬局の機能・役割	健康サポート薬局の届出基準	地域連携薬局の認定基準
●調剤、服薬指導 ・調剤、疑義照会 ・薬剤提供 ・薬剤情報提供 ・服薬情報の一元的・継続的把握、それに基づく薬学的管理指導（フォローアップ） ・残薬整理、服薬支援 ・医療機関等への情報提供 ・電子処方箋による調剤 ・オンライン服薬指導 ・薬剤レビュー ・リフィル処方箋による調剤	○疑義照会 ○服薬情報※の一元的・継続的把握の取組と薬剤服用歴への記載 ※要指導医薬品、一般用医薬品の服用情報を含む ○懇切丁寧な服薬指導及び副作用等のフォローアップ ○お薬手帳の活用促進、複数所持の場合の集約 ○医療機関等への情報提供 ※上記の事項を含む手順書の整備が必要	○地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について随時報告・連絡できる体制の整備 ○地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡を行った実績（月平均30回以上の報告・連絡の実績） ○地域の他の薬局に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡できる体制の整備 ○地域の他の薬局への医薬品提供体制の整備
●在宅対応 ・患者の状態に応じた調剤（一包化、簡易懸濁法、無菌調剤等）、薬剤配送 ・医療用麻薬の調剤・管理（廃棄含む） ・医療材料、衛生材料の供給 ・在宅訪問薬剤管理指導、服薬支援、残薬管理、フォローアップ ・医師、訪問看護師、ケアマネジャー等への情報共有 ・往診同行、処方提案 ・入退院時の医療機関との情報共有 ・夜間・休日を含む臨時の訪問指示に係る対応（・在宅訪問薬剤管理指導を実施していない在宅患者への臨時の対応）	○過去1年間に在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績があること。	○在宅医療に関する取組の実績（月平均2回以上の実績） ○地域包括ケアシステムの構築に資する会議への継続的な参加 ○高度管理医療機器等の販売業の許可 ○必要な医療機器及び衛生材料の提供体制
●医療用麻薬調剤 ・調剤、服薬指導 ・医療用麻薬の管理（保管・廃棄） ・PCAポンプの調剤、適正使用のための指導等		○麻薬の調剤応需体制の整備

※ 健康サポート薬局の届出基準、地域連携薬局の認定基準について、全ての事項を記載しているものではないことに留意が必要。

薬局の機能・役割と健康サポート薬局、地域連携薬局の基準等の関係

薬局の機能・役割	健康サポート薬局の届出基準	地域連携薬局の認定基準
●夜間・休日対応（外来） ・処方箋応需、調剤 ・相談対応	○開店時間外であっても、かかりつけ薬剤師が患者からの相談等（調剤含む。）に対応する体制を整備していること。	○開店時間外の相談応需体制の整備 ○休日及び夜間の調剤応需体制の整備
●無菌製剤処理 ・無菌製剤処理の実施		○無菌製剤処理を実施できる体制の整備（他の薬局の無菌調剤室を利用して無菌製剤処理を実施する体制を含む。）
●高度薬学管理機能 ・専門的な薬物療法において、高度な専門知識、臨床経験を有する薬剤師による薬学的管理ニーズへ対応		
●健康サポート機能 ・要指導医薬品・一般用医薬品、いわゆる健康食品に関する相談対応、販売 ・介護用品・特別用途食品の販売 ・健康・介護に関する相談対応 ・受診勧奨 ・関係機関（地域包括支援センター等）の紹介 ・地域住民向けの健康サポートの取組の実施 ・セルフケア・セルフメディケーションの啓発（情報発信等）	○要指導医薬品・一般用医薬品、衛生材料及び介護用品等の供給（基本的な48薬効群を少なくとも1品目以上備蓄） ○利用者から要指導医薬品・一般用医薬品・健康食品等に関する相談を含む健康の保持増進に関する相談対応 ・受診勧奨（かかりつけ医との連携） ・多職種連携 ・地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市町村保健センター等の紹介 ○医療機関等との連携体制の構築、連絡先、照会先一覧の作成、連携先への文書による情報提供 ○健康サポートに関する具体的な取組の実施、周知 ○地域の行政機関及び関係団体が実施又は協力する健康の保持増進その他の各種事業等への積極的な参加	

※ 健康サポート薬局の届出基準、地域連携薬局の認定基準について、全ての事項を記載しているものではないことに留意が必要。

現行の健康サポート薬局の概要

健康サポート薬局

- かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能を有し、
- 地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する薬局
- 都道府県知事等に届出を行い、薬局機能情報提供制度に基づき公表。

※平成28年10月から届出開始。令和6年9月末現在、3,232薬局が届出



地域包括ケアシステムにおける地域住民の身近な健康の相談相手

※「積極的な支援」とは

- ① 医薬品や健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言
- ② 地域住民の身近な存在として健康の維持・増進に関する相談を幅広く受け付け、適切な専門職種や関係機関に紹介
- ③ 率先して地域住民の健康サポートを実施し、地域の薬局への情報発信、取組支援も実施

かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能

- ① 服薬情報の一元的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導
- ② 24時間対応、在宅対応
- ③ かかりつけ医を始めとした医療機関等との連携強化



健康サポート機能

- ① 地域における連携体制の構築
- ② 薬剤師の資質確保
- ③ 薬局の設備
- ④ 薬局における表示
- ⑤ 要指導医薬品等の取扱い
- ⑥ 開局時間
- ⑦ 健康相談・健康サポート

健康サポート薬局数

全数 3, 2 3 2 (令和6年9月30日時点)

北海道	1 5 6	東京都	3 8 6	滋賀県	2 8	徳島県	2 6
青森県	3 3	神奈川県	1 9 9	京都府	5 4	香川県	3 5
岩手県	2 8	新潟県	7 4	大阪府	3 1 5	愛媛県	4 6
宮城県	4 5	山梨県	1 5	兵庫県	7 9	高知県	2 4
秋田県	3 5	長野県	7 9	奈良県	2 8	福岡県	1 3 1
山形県	2 5	富山県	1 8	和歌山県	4 9	佐賀県	1 4
福島県	8 6	石川県	4 0	鳥取県	1 2	長崎県	3 2
茨城県	1 0 8	岐阜県	3 9	島根県	1 8	熊本県	4 1
栃木県	4 8	静岡県	7 8	岡山県	6 6	大分県	2 8
群馬県	4 9	愛知県	9 6	広島県	8 3	宮崎県	1 6
埼玉県	1 8 7	三重県	5 0	山口県	4 4	鹿児島県	2 0
千葉県	1 3 5	福井県	1 5			沖縄県	1 9

健康サポートに関する具体的な取組

- 健康サポート薬局の基準として、月1回程度、積極的な健康サポートの取組を実施することとされており、健康サポートに関する様々な取組が行われている。

〈主な取組〉

〈取組の周知方法〉

- 自薬局内外での掲示及びホームページでの案内
○ 自治体や薬剤師会での周知 等

イベントチラシ（イメージ）

無料相談健康デー

令和6年4月10日（水）
13:00～17:00

【内容】

- ・薬剤師によるお薬相談、健康相談
- ・栄養士による栄養相談etc.



ご家族やお友達と気軽にお越しください
お薬を飲んでいる方はお薬手帳をご持参ください

●●薬局

〒●●●●●市●●●●●
開局時間 月から土 9時～17時45分
日・祝日休業
電話：●●●●●●●●●●
FAX：●●●●●●●●●● 駐車場あります。

開催形式	開催内容	開催場所
相談形式 ・○○相談会 医療・健康等に 係る相談先 としての取組	・脂質異常症、糖尿病等の慢性疾患関係 ・管理栄養士による栄養関係 ・冷え性 ・禁煙 ・新型コロナワクチン ・日焼けケア ・口腔ケア・オーラルフレイル ・低体温 ・疲労 ・免疫力（食習慣関係） ・妊婦向け栄養 等	
情報発信形式 ・○○講座 ・○○講演 ・○○講話 医療・健康等 に関する知識 を発信する取組	・腰痛予防や転倒予防 ・認知症の予防や早期発見 ・乳がん検診 ・介護予防サロン（薬剤指導全般） ・ウォーキング ・離乳食の進め方 ・疾患や症状に関すること（腎機能、痛風、減塩、脂肪肝、糖、自律神経失調症、貧血、摂食嚥下障害、腸内環境、花粉症 等） 等	〈小規模開催の場合〉 ・自薬局 〈その他の場合〉 ・自薬局、地域の公民館等
参加形式 ・○○会 ・○○イベント 医療・健康等 に関する測定・体験等 を提供する取組	・熱中症対策及び経口補水液の試飲会 ・血糖値・AGEs測定 ・血管年齢チェック ・手洗い・手指消毒 ・口コモチェック ・カラダ・バランスチェック ・身体のトレーニング ・握力測定 等	

参考：健康サポート薬局の基準①

1. かかりつけ薬局としての基本的機能

①	かかりつけ薬剤師選択のための業務運営体制	○ 患者が当該薬局においてかかりつけ薬剤師を適切に選択することができるような業務運営体制を整備していること。
②	服薬情報の一元的・継続的把握の取組と薬剤服用歴への記載	○ 患者が受診している全ての医療機関を把握し、要指導医薬品及び一般用医薬品を含めた医薬品を服用している情報等を一元的かつ継続的に把握するよう取組み、薬剤服用歴の記録を適切に行うこと。
③	懇切丁寧な服薬指導及び副作用等のフォローアップ	○ 残薬管理及び確実な服用につながる指導を含め、懇切丁寧な服薬指導及び副作用等の状況把握を実施するよう取り組むこと。
④	お薬手帳の活用	○ 患者に対し、お薬手帳の意義及び役割を説明した上で、その活用を促していること及び一人の患者が複数のお薬手帳を所持している場合には、当該お薬手帳の集約に努めること。
⑤	かかりつけ薬剤師・薬局の普及	○ かかりつけ薬剤師・薬局を持たない患者に対し、薬剤師が調剤及び医薬品の供給等を行う際の薬剤服用歴の管理、疑義照会、服薬指導、残薬管理その他の基本的な役割を周知することに加えて、かかりつけ薬剤師・薬局の意義、役割及び適切な選び方を説明した上で、かかりつけ薬剤師・薬局を選ぶよう促していること。
⑥	24時間対応	○ 開店時間外であっても、かかりつけ薬剤師が患者からの相談等に対応する体制を整備していること。
⑦	在宅対応	○ 過去1年間に在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績があること。
⑧	疑義照会等	○ 医療機関に対して、患者の情報に基づいて疑義照会を行い、必要に応じ、副作用その他の服薬情報の提供及びそれに基づく処方提案に適切に取り組むこと。
⑨	受診勧奨	○ 利用者から要指導医薬品・一般用医薬品に関する相談を含む健康の保持増進に関する相談を受けた場合は、利用者の了解を得た上で、かかりつけ医と連携して状況を確認するなど受診勧奨に適切に取り組むこと。
⑩	医師以外の多職種との連携	○ 利用者からの健康の保持増進に関する相談に対し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市町村保健センターその他行政機関並びに介護予防サービス及び日常生活支援総合事業の実施者その他の連携機関への紹介に取り組むこと。

参考：健康サポート薬局の基準②

2. 健康サポートを実施する上での地域における連携体制の構築

①	受診勧奨	○ 利用者から要指導医薬品・一般用医薬品に関する相談を含む健康の保持増進に関する相談を受けた場合は、利用者の了解を得た上で、かかりつけ医と連携して状況を確認するなど受診勧奨に適切に取り組むこと。
②	連携機関の紹介	○ 利用者からの健康の保持増進に関する相談に対し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市町村保健センターその他行政機関並びに介護予防サービス及び日常生活支援総合事業の実施者その他の連携機関への紹介に取り組むこと。
③	地域における連携体制の構築とリストの作成	○ 地域の一定範囲内で、医療機関その他の連携機関とあらかじめ連携体制を構築した上で、連絡先及び紹介先の一覧表を作成していること。
④	連携機関に対する紹介文書	○ 利用者の同意が得られた場合に、必要な情報を紹介先の医療機関その他の連携機関に文書（電磁的記録媒体を含む。）により提供するよう取り組むこと。
⑤	関連団体等との連携及び協力	○ 地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、介護支援専門員協会その他の関連団体と連携及び協力した上で、地域の行政機関及び医師会等が実施又は協力する健康の保持増進その他の各種事業等に積極的に参加すること。

3. 健康サポート薬局に係る研修を修了し、一定の実務経験を有する薬剤師の常駐

- 要指導医薬品・一般用医薬品及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言、健康の保持増進に関する相談並びに適切な専門職種又は関係機関への紹介等に関する研修を修了した薬剤師が常駐していること。

4. 個人情報に配慮した相談窓口

- 間仕切り等で区切られた相談窓口を設置していること。

5. 薬局の外側と内側における表示

- 健康サポート薬局である旨並びに要指導医薬品・一般用医薬品及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言及び健康の保持増進に関する相談を積極的に行っている旨を当該薬局の外側の見えやすい場所に掲示すること。
- 当該薬局で実施している国民による主体的な健康の保持増進の支援の具体的な内容について、当該薬局において分かりやすく提示すること。

参考：健康サポート薬局の基準③

6. 要指導医薬品・一般用医薬品、介護用品等の取扱い

- 要指導医薬品・一般用医薬品、衛生材料及び介護用品等について、利用者自らが適切に選択できるよう供給機能及び助言を行う体制を有しており、かつ、その際、かかりつけ医との適切な連携及び受診の妨げとならないよう、適正な運営を行っていること。
- 要指導医薬品・一般用医薬品又は健康食品等に関する相談を受けた場合には、利用者の状況並びに当該要指導医薬品・一般用医薬品及び健康食品等の特性を十分に踏まえた上で、専門的知識に基づき説明すること。

7. 開店時間

- 平日の営業日において連続して開店しており、かつ、土曜日又は日曜日のいずれかの曜日において一定時間開店していること。

8. 健康サポートの取組

①	健康の保持増進に関する相談対応と記録の作成	○ 要指導医薬品・一般用医薬品及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言並びに健康の保持増進に関する相談に対応すること。 ○ 販売内容及び相談内容（受診勧奨及び医療機関その他の連携機関への紹介の内容を含む。）を記録した上で、当該記録を一定期間保存していること。
②	健康サポートに関する具体的な取組の実施	○ 国民による主体的な健康の保持増進の支援に関する具体的な取組を積極的に実施していること。
③	健康サポートに関する取組の周知	○ 地域の薬剤師会等を通じること等により当該薬局における取組を発信すると同時に、必要に応じて、地域の他の薬局の取組を支援していること。
④	健康の保持増進に関するポスター掲示、パンフレット配布	○ 国、地方自治体及び医学薬学等に関する学会等が作成する健康の保持増進に関するポスターの掲示又はパンフレットの配布により、啓発活動に協力していること。

参考：健康サポート薬局の基準④ (要指導医薬品・一般用医薬品の基本的な薬効群)

- 要指導医薬品・一般用医薬品は、基本的な薬効群を少なくとも1品目以上備蓄しなければならない。
- 薬効群は、(独)医薬品医療機器総合機構の一般用医薬品・要指導医薬品の添付文書検索システムに記載されているものである。

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">1 かぜ薬(内用)2 解熱鎮痛薬3 催眠鎮静薬4 眠気防止薬5 鎮うん薬(乗物酔防止薬、つわり用薬を含む。)6 小児鎮静薬(小児五疳薬等)7 その他の精神神経用薬8 ヒスタミンH2受容体拮抗剤含有薬9 制酸薬10 健胃薬11 整腸薬12 制酸・健胃・消化・整腸を2以上標榜するもの13 胃腸鎮痛鎮けい薬14 止瀉薬15 瀉下薬(下剤)16 浣腸薬17 強心薬(センソ含有製剤等)18 動脈硬化用薬(リノール酸、レシチン主薬製剤等)19 その他の循環器・血液用薬20 鎮咳去痰薬21 含嗽薬22 内用痔疾用剤、外用痔疾用剤23 その他の泌尿生殖器官及び肛門用薬24 ビタミン主薬製剤、ビタミンA主薬製剤、ビタミンD主薬製剤、ビタミンE主薬製剤、ビタミンB1主薬製剤、ビタミンB2主薬製剤、ビタミンB6主薬製剤、ビタミンC主薬製剤、ビタミンAD主薬製剤、ビタミンB2B6主薬製剤、ビタミンEC主薬製剤、ビタミンB1B6B12主薬製剤、ビタミン含有保健薬(ビタミン剤等)、カルシウム主薬製剤、タンパク・アミノ酸主薬製剤 | <ul style="list-style-type: none">25 その他の滋養強壮保健薬26 婦人薬27 その他の女性用薬28 抗ヒスタミン薬主薬製剤29 その他のアレルギー用薬30 殺菌消毒薬(特殊絆創膏を含む)31 しもやけ・あかぎれ用薬32 化膿性疾患用薬33 鎮痛・鎮痒・収れん・消炎薬(パップ剤を含む)34 みずむし・たむし用薬35 皮膚軟化薬(吸出しを含む)36 毛髪用薬(発毛、養毛、ふけ、かゆみ止め用薬等)37 その他の外皮用薬38 一般点眼薬、人工涙液、洗眼薬39 抗菌性点眼薬40 アレルギー用点眼薬41 鼻炎用内服薬、鼻炎用点鼻薬42 口腔咽喉薬(せき、たんを標榜しないトローチ剤を含む)43 口内炎用薬44 歯痛・歯槽膿漏薬45 禁煙補助剤46 漢方製剤、生薬製剤(他の薬効群に属さない製剤)、生薬主薬製剤47 消毒薬48 殺虫薬 |
|---|--|

地域連携薬局の認定制度について

薬機法（抄）

（地域連携薬局）

第六条の二 薬局であつて、その機能が、医師若しくは歯科医師又は薬剤師が診療又は調剤に従事する他の医療提供施設と連携し、地域における薬剤及び医薬品の適正な使用の推進及び効率的な提供に必要な情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を実施するために必要な機能に関する次に掲げる要件に該当するものは、その所在地の都道府県知事の認定を受けて地域連携薬局と称することができる。

- 一 構造設備が、薬剤及び医薬品について情報の提供又は薬学的知見に基づく指導を受ける者（次号及び次条第一項において「利用者」という。）の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。
- 三 地域の患者に対し安定的に薬剤を供給するための調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。
- 四 居宅等（薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）第二十二条に規定する居宅等をいう。以下同じ。）における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

2～4（略）

特定の機能を有する薬局の認定

- 薬剤師・薬局を取り巻く状況が変化する中、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、以下の機能を有すると認められる薬局について、都道府県の認定により名称表示を可能とする。

- ・入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局（**地域連携薬局**）
- ・がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局（**専門医療機関連携薬局**）



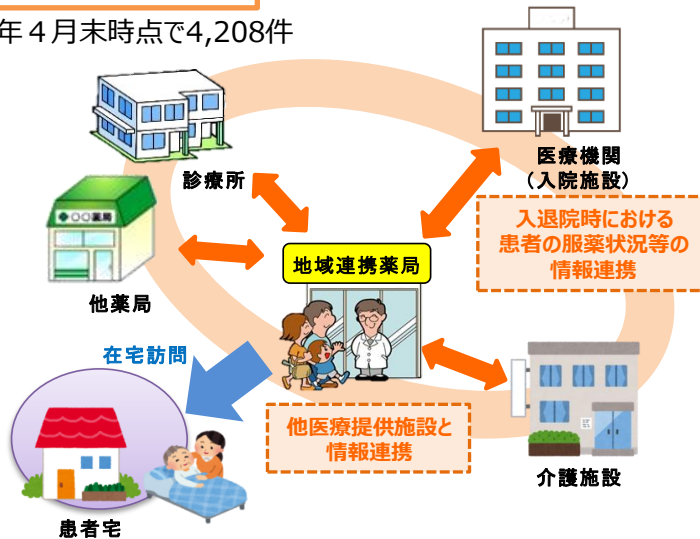
患者のための薬局ビジョンの
「かかりつけ薬剤師・薬局機能」に対応



患者のための薬局ビジョンの
「高度薬学管理機能」に対応

地域連携薬局

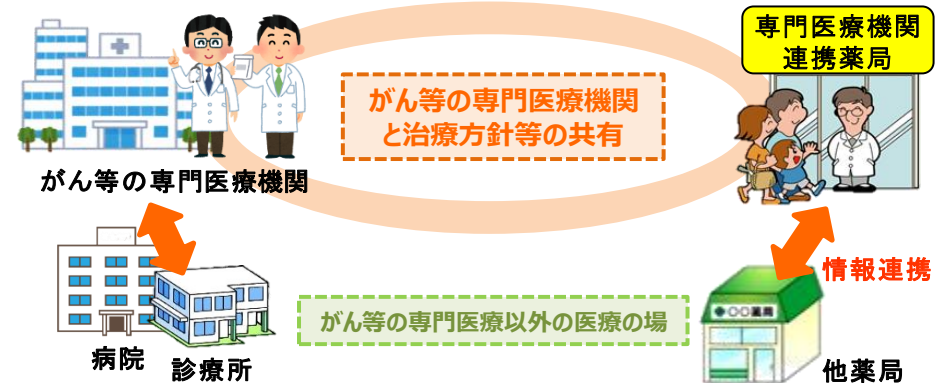
※2025年4月末時点で4,208件



専門医療機関連携薬局

※2025年4月末時点で207件

※傷病の区分ごとに認定
(現在規定している区分は「がん」)



〔主な要件〕

- ・関係機関との情報共有（入院時の持参薬情報の医療機関への提供、退院時カンファレンスへの参加等）
- ・夜間・休日の対応を含めた地域の調剤応需体制の構築・参画
- ・地域包括ケアに関する研修を受けた薬剤師の配置
- ・在宅医療への対応（麻薬調剤の対応等）

等

〔主な要件〕

- ・関係機関との情報共有（専門医療機関との治療方針等の共有、患者が利用する地域連携薬局等との服薬情報の共有等）
- ・学会認定等の専門性が高い薬剤師の配置
 - ＜専門性の認定を行う団体＞
 - 日本医療薬学会（地域薬学ケア専門薬剤師（がん））
 - 日本臨床腫瘍薬学会（外来がん治療専門薬剤師）

地域連携薬局の基準

	法律	基準
1	構造設備が、利用者の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<u>利用者のプライバシーに配慮した相談しやすい構造設備</u> ○ 利用者が座って服薬指導等を受けることができる、間仕切り等で区切られた相談窓口等及び相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備の設置 ○ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造
2	利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<u>地域の他の医療提供施設と情報を共有する体制</u> ○ 地域包括ケアシステムの構築に資する会議への継続的な参加 ○ 地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について随時報告・連絡できる体制の整備 ○ 地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡を行った実績（月平均30回以上の報告・連絡の実績） ○ 地域の他の薬局に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡できる体制の整備
3	地域の患者に対し安定的に薬剤を供給するための調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<u>地域の他の医療提供施設と連携しつつ利用者に安定的に薬剤等を提供する体制</u> ○ 開店時間外の相談応需体制の整備 ○ 休日及び夜間の調剤応需体制の整備 ○ 地域の他の薬局への医薬品提供体制の整備 ○ 麻薬の調剤応需体制の整備 ○ 無菌製剤処理を実施できる体制の整備 （他の薬局の無菌調剤室を利用して無菌製剤処理を実施する体制を含む。） ○ 医療安全対策の実施 ○ 継続して1年以上勤務している常勤薬剤師の半数以上の配置 ○ 地域包括ケアシステムに関する研修を修了した常勤薬剤師の半数以上の配置 ○ 薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対する、地域包括ケアシステムに関する研修又はこれに準ずる研修の計画的な実施 ○ 地域の他の医療提供施設に対する医薬品の適正使用に関する情報の提供実績
4	居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<u>在宅医療に必要な対応ができる体制</u> ○ 在宅医療に関する取組の実績（月平均2回以上の実績） ○ 高度管理医療機器等の販売業の許可の取得並びに必要な医療機器及び衛生材料の提供体制

参考：薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会 「これまでの議論のまとめ（地域における薬局・薬剤師のあり方）抜粋①

- 地域連携薬局は、入退院時の医療機関等との情報連携や在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応する薬局であり、地域の中で、医療機関、他の薬局と連携し、夜間・休日対応や在宅対応を実施することが求められている。
- 上述のとおり、在宅対応や夜間・休日等の対応については、地域において、行政（都道府県、市区町村）が関与し、地域の実態を把握した上で、輪番制や薬局間連携により対応する体制を確実に構築する必要があるため、地域の中でこれらの機能を担う薬局が必要である。このような薬局の確保を推進し、また、地域において対応可能な薬局を明確にするため、地域において、夜間・休日対応や在宅対応を実施するなど、これらの機能を担う薬局として地域連携薬局を位置付けるべきである。
- 具体的には、地域連携薬局は、個々の薬局に必要な機能に加え、以下の機能を有する必要があると考える。
 - ・在宅対応の実施に加え、地域の薬局が対応できない場合に、それらの薬局と連携して対応（臨時対応含む。）すること
 - ・医療用の麻薬調剤の対応
 - ・ターミナルケアを受ける患者の対応や無菌製剤処理
 - ・医療機関等との情報共有
- これらの機能のうち、ターミナルケアを受ける患者の対応や無菌製剤処理については、すべての地域連携薬局に必須とする機能ではないが、地域の実状を踏まえ必要な体制を確保することが重要であり、地域においてはターミナルケアを受ける患者の対応や無菌製剤処理の機能を有する地域連携薬局が確保されることが望まれる。
- 地域連携薬局に求められる機能については、薬局間だけではなく地域の医療機関、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所等と連携することが前提となるため、地域連携薬局の薬剤師はこれらの関係機関の関係者と日頃から関係構築に努めることが重要である。
- また、地域連携薬局に求められる機能については、地域全体で体制を構築する必要があるものであり、地域連携薬局にすべてを任せるのではなく、地域の実状に対応するための体制の構築に当たっては地域連携薬局以外の薬局も積極的に協力することが求められる。
- さらに、地域連携薬局がこれらの機能を担い、地域において求められる役割を果たすことができるよう、制度（要件、名称等）についても見直す必要がある。

薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会

「これまでの議論のまとめ（地域における薬局・薬剤師のあり方）抜粋②

- 健康サポート機能については、「患者のための薬局ビジョン」において、地域住民による主体的な健康の維持・増進を支援する機能であり、患者等のニーズに応じて強化・充実すべき機能のひとつであるとされている。特に健康サポート薬局では、かかりつけ薬剤師・薬局としての基本的な機能に加え、健康サポート機能の発揮が期待されていることが示されている。
- 「患者のための薬局ビジョン」においては、健康サポート薬局では、以下のような取組を積極的に実施することとされている。
 - ・ 地域住民による主体的な健康維持・増進を積極的に支援するため、医薬品等の安全かつ適正な使用に関する助言を行う
 - ・ 健康の維持・増進に関する相談を幅広く受け付け、必要に応じ、かかりつけ医を始め適切な専門職種や関係機関に紹介する
 - ・ 地域の薬局の中で率先して地域住民の健康サポートを積極的かつ具体的に実施し、地域の薬局への情報発信、取組支援等を実施する
- このように健康サポート薬局は、個々の薬局に必要な機能（かかりつけ薬局としての機能を含む。）を前提に、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する機能を有する薬局であり、地域包括ケアシステムの中で、多職種と連携して、セルフケア・セルフメディケーションに係る相談対応や健康サポート薬局研修修了薬剤師による学校薬剤師の活動・支援などを含め、地域住民の健康の維持・増進に関する課題を発掘し、関係機関等と連携しながら創意工夫して当該課題の解決に導くなど、地域住民の相談役のひとつとしての役割を果たすことが期待されている。
- しかしながら、健康サポート薬局については、地域住民にとって利用するメリットが不明確で、十分に認知されておらず、十分に活用されていない状況にあると考えられる。このため、求められる役割と必要な機能を改めて明確化し、その上で利用するメリットについて周知を図っていくことが必要である。

薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会

「これまでの議論のまとめ（地域における薬局・薬剤師のあり方）抜粋③

- 健康サポート薬局の機能を明確化するに当たり、例えば、以下のようなことについて、明示していくことが考えられる。
 - ・ 「関係機関や多職種との連携による健康・介護相談対応」、「介護用品、特別用途食品の販売」、「地域住民向けの健康サポートの取組の実施」、「セルフケア・セルフメディケーションの啓発・推進」に対応するに当たっては、処方箋のない方も含め、地域住民の健康の保持増進等に関する相談を幅広く受け入れ、自治体等と連携しながら必要な機能につなげられる機能が必要となること
 - ・ 上記対応については、薬局だけで解決できないものも含まれると考えられることから、地域の自治体を含む関係機関と連携しながら、適切な機能につないでいくことが求められること
- また、健康サポート薬局がその機能を発揮し、求められる役割を果たすためには、例えば、当該薬局は以下のような対応を実施することが必要である。
 - ・ 「健康・介護相談対応等」について、地域の行政や地域包括支援センター、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所等の関係機関、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係団体と連携して対応すること
 - ・ 「地域住民向けの健康サポートの取組の実施」について、積極的に地域の行政や薬局、関係機関と連携すること
- これらの対応について、健康サポート薬局が提供するサービスとして、一般の薬局が提供する以上に高度なものを提供する場合は、その質や安全の確保に努めるべきであり、受診勧奨も含め適切に実施できるよう適切な連携体制を構築する必要がある。
- 現行の健康サポート薬局については、薬局開設者による届出によって、その表示を可能とする制度であり、健康サポートに関する取組状況等の基準を満たしているかどうかについて薬局開設者が適合していることを明らかにする書類を提出し、基準を満たしていることが形式上確認されれば健康サポート薬局と表示することが可能となるものである。
- このため、健康サポート薬局の機能や健康サポートに関する取組について、その質を確保していくための仕組み（認定制度など）を法令に規定することが必要である。

薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会

「これまでの議論のまとめ（地域における薬局・薬剤師のあり方）抜粋④

- 厚生労働省や都道府県等の行政機関は、健康サポート薬局の役割・機能を明示し、住民、関係機関、関係団体等に周知・広報を図ることが必要である。加えて、健康サポート薬局がこれまで以上に市区町村等による健康増進・介護予防関連事業等への参画を推進していくことや、地域における健康相談対応等を幅広く実施し、行政と連携しながら必要な機関につなげられる薬局であることについて、さらに周知等を図ることが必要である。
- また、行政機関による対応だけで地域住民へ効果的に周知することは困難であり、健康サポート薬局自ら、及び地域の薬剤師会等と連携を取りながら、積極的に情報を発信していくべきである。
- 健康サポート薬局の役割・機能の周知・広報においては、地域の住民を対象とする場合と医療関係者、関係機関を対象とする場合を分ける等、より効果的に実施できるよう必要な対応を検討すべきである。
- 健康サポート薬局の役割・機能の見える化を図ること、利用するメリットを具体的に示すことなど、住民、患者、関係機関等にとってわかりやすく、実効性のある制度となるよう、必要な対応を実施するべきである。
- 併せて、健康サポート薬局について、地域住民が必要な機能を有する薬局を主体的に選択できるよう、名称独占について法令上明確化することが必要である。

薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会

「これまでの議論のまとめ（地域における薬局・薬剤師のあり方）抜粋⑤

- その他、検討会では、健康サポート薬局について、以下のような意見があった。
 - ・ 健康サポート薬局について、通常の薬局との差異が明確ではない
 - ・ 健康サポート薬局及び地域連携薬局の要件の整理は必要である
 - ・ 健康サポート薬局の要件を見直す際には、在宅対応など地域連携薬局が中心的に担う機能については緩和してもよいのではないかといった意見があった一方で、地域住民にとって高度な機能を有した薬局があることはよいことであり、現在の健康サポート薬局の基準を緩和せずに残してもよいのではないかとの意見があり、要件についてはさらなる検討が必要である。
 - ・ 薬局機能情報提供制度により薬局の情報を公表しているシステム（医療情報ネット）において、健康サポート薬局や地域連携薬局を上位の項目として検索、表示できるようにしてはどうか
 - ・ 健康サポートの取組は、健康サポート薬局以外の薬局でも薬剤師が目指すべき方向性であると考えられるため、関係団体として、薬局として将来的にどのような姿を目指すべきか示すことが必要ではないか
 - ・ 健康サポート機能について、行政に示されて実施するのではなく、関係団体や薬局自らが明確に示していくべきではないか
 - ・ 地域の行政が健康サポート薬局を利活用するために、地域行政等が健康サポート薬局の機能をしっかり理解することが重要であり、都道府県や市町村の健康関係部局や地域の関係機関、関係団体に対して健康サポート薬局の制度の周知を図るべきではないか
 - ・ インセンティブがないことは課題であり、国民のためにも制度として成り立つようにする必要があるのではないか